

○北川村手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造するうえで不可欠なものである。

手話言語は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情等を組み合わせて、視覚的に表現する言語であるにもかかわらず、これまで言語として認められず、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることや十分なコミュニケーションを取ることが難しく、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話言語が言語として位置づけられるとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会が確保され、情報収集や利用手段の拡大が図られることが定められたが、ろう者が自由に手話言語を使って社会参加する環境整備には至っていない。

そのため本村では、郷土の偉人中岡慎太郎の言葉「我輩同志の志を達する日を内にて待ち候ては、決して百年待てもその期これある間敷く。（私たち同志の志を達成する日をただじっと待っているだけでは、百年待ってもその機会は訪れない。）」を胸に、手話言語が言語であることの理解の促進と全ての村民が相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組むため、本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話言語が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及に関し、総合的かつ計画的に推進するための基本事項を定めることにより、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 手や指、体の動き、表情を使って概念や意見を視覚的に表現する視覚言語をいう。
- (2) ろう者 聴覚に障がいがあり、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 村民等 村内に住居する者及び村内に通学、通勤し又は一時的に滞在する者及び村内において事業活動を行う個人及び法人並びにその他の団体（以下「事業者」という。）をいう。

（基本理念）

第3条 手話言語の理解及び普及は、ろう者が手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、村民一人ひとりがお互いを理解し、人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行わなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語が言語であることの理解の促進及び手話言語でコミュニケーションが図れる環境を構築するものとする。

(村民等の役割)

第5条 村民等は、基本理念に対する理解を深め、村が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 村は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話言語が言語であることへの理解及び普及啓発に関する施策

(2) 手話言語による意思疎通の支援並びに情報発信及び取得に関する施策

(3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策

(4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 村は、前項に掲げる施策を推進するにあたり、ろう者その他関係者の意見を聴取するものとする。

(手話言語を学ぶ機会の確保)

第7条 村は、関係機関、ろう者及び支援者等と協力して、村民が手話言語を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 村は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。